

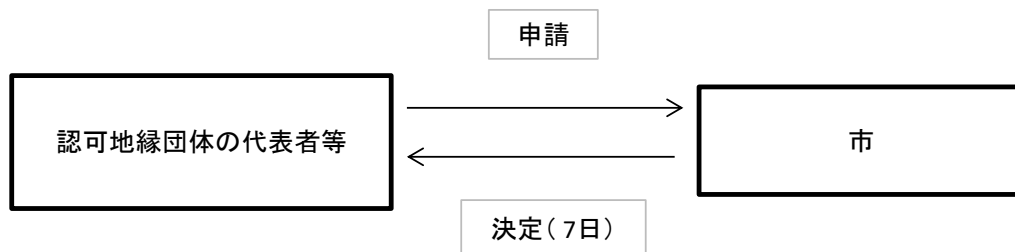
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 7

処 分 名	認可地縁団体の印鑑登録の廃止決定	
処 分 の 概 要	申請に基づいて認可地縁団体の印鑑登録を廃止する。	
根 拠 法 令 名	松山市認可地縁団体印鑑規則（平成7年規則第24号）	
条 項	第10条第2項	
所 管 課	まちづくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
判 断 基 準	松山市認可地縁団体印鑑規則第10条第2項に基づき審査。	
【根拠法令等】	松山市認可地縁団体印鑑規則	
	<p>(認可地縁団体印鑑登録の廃止申請)</p> <p>第8条 印鑑登録者は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(第5号様式)により自ら市長に申請しなければならない。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第10条 2 市長は、第8条の認可地縁団体登録廃止申請書の提出があったときは、審査したうえ、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。